

残櫻記

上

内閣文庫 第 二 卷

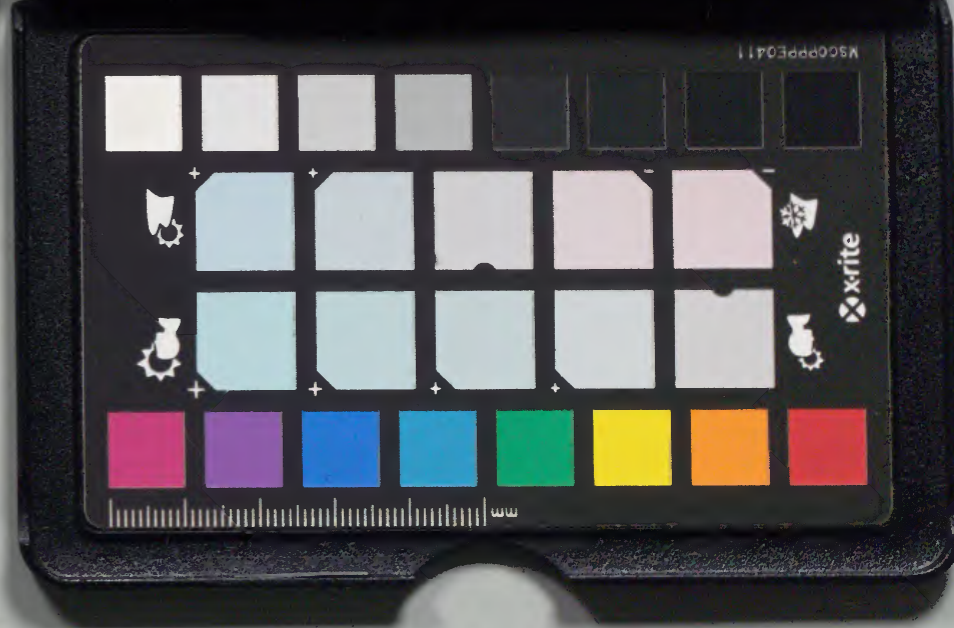
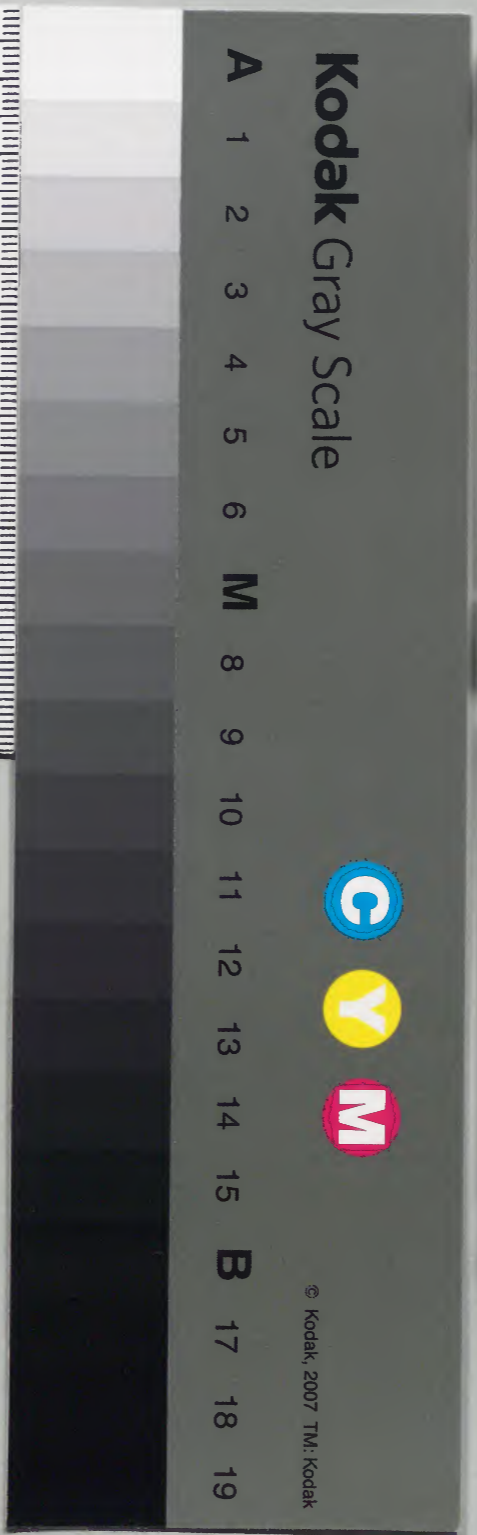
内閣文庫	和書	八五六六	二册	九架
函	類	號	架	

共

和書門

八五六六	二册	九架
函	號	架

内閣文庫	
番號	和 8566
冊數	2 (1)
函號	140 241



伴信友大人遺稿

殘櫻記 二冊

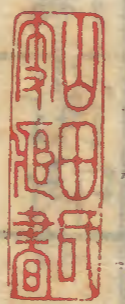
參書堂

荒

殘櫻記



とき人のよきとく見よよとひひ一芳野の山はかき
宮にゆくと名小きら足利うあらむを避けれそはして
天つ日嗣あらしきく三代のまかとの古事ゆしむひそ
のうみふる記書そのに櫻花ちる初ひく見えう終と岩松
木ぬもち言そふはの里よ五月蠅なるさや々世人は言
の塵にうらりのりてきうき木と急の花は色香の霞かくま
ふおわくくか矣は記きききききききききききききき
免たる書一あ々終をいうととれゆひまき書とむあせふ
心とく免も見るそとと終とをさうたのくや道もなきは



○殘櫻記

○序一

生ひほむるりたるに山踏形ぬきなりみあはるかのも
にあはるしはく分はるひく河りつふり江戸のみくもの
御さうらひ大草の公弼ぬしはちはやくは方ねゆひ
起しそまそふ南山巡狩録とりふ書ふくきそくのくらま
きも残得たるそくまききや其をゆらきその年月をいそ
くそ多くは書のあるが中らまみ芳野はより野の宮は
古事より残さく見てよくえらひさくかむうへくるよれ
書にさくはあふふ人あはさふなむゆりけるかく
てその中は附録といふり後龜山天皇その芳野は術宮よ
り平安は都へ還幸里よりさけり北朝と称しつる後小
マヒラ ヲツ

松帝に天つ日嗣譲らそきまひさぬそち神寶を授けひつ
まとなる日嗣の皇太子は御事残さく免河原し御契約小
違へせゆる事をもれ多めさくうた芳野の前は天皇の
王子きちとほめ其方さぬれ武士とのけ世々う憤深の
まありはま残も書そへら残きる中小嘉吉三年といふ
くくそまそく神璽は御事あまつることひくもゆ
くき禍事は極ふしそゆさくさるためをまもの乱きよ
みくまくる世中なりそ終た殊よ記さる書も委しうらそ
らりり夜のたあさく紛らさく終たみやの考え
らる事さくはむのまくおはあ事もうち海し

てらちをききた近き丁ろ或さかゝ人ありきそのおさ
け神璽の御申くへ成りしほきらりきこのころ云をせ
りとの物かゆくしあかかゝころ今これ附録に引け
る本つ書ふゆつきまた見れあを終る他書との成り
むうへそきききららひかかひあかゝあろそ
る形を猶見れあゝる書のあはる人多くち考へ得さ
る事も多うれあゝるあへきなるむ後見む人あらをなほ
らく見てよくあらひきりてよ

殘櫻記
延元元年十二月廿一日。後醍醐天皇。武臣足利尊氏が暴逆
を避給ひ。神器を奉り吉野の行宮に遷幸坐す。世
は南朝と稱し奉る。身人部氏家譜に。此遷幸の時御途のほ
朝卿身人部阿波守信秀が子石見守清鷹よかほせし。神器
を擬作しえて。假小大御身に隨へさせり。眞の三種の神
器を比叡山横川の経藏に深く隠藏せり。置をひけり。子
明る延元二年三月五日。資朝卿清鷹より清鷹が妻と女子
とを隨る。潜り神器を守護奉る。石山越を吉野へ泰向ふ
志のふる。清鷹去年比叡山に軍の時左の股に受たり。る
矢疵の腦發りて。同十日山中めり。率にき。あをより資朝
卿の女二人の女を隨へり。同十三日吉野の行宮に恙なく
泰着き。神器を捧奉る。あひき。此功より清鷹が女を新
内侍とす。よなをけり。はと清鷹が男に清光とてけり

○殘櫻記上

〇一

皇と尊称して。按は。尊義王ハ南山巡狩録の附録。椿葉記
方の遷俗しうる。御事あり。といひ終たるか。續神
皇正統記。南朝の皇胤万壽寺の僧といひ。護正院文書。万
壽寺僧金藏主といひ。天地根元歴代圖。南帝は一族金
藏主を既り太上皇帝となせる由ひなるも。此宮の御事於
て。後崇光院御記。此時の事より。南方謀叛大將
源尊秀と記し。終なるも。東寺補任も。大將ハ南方
高秀也と。舊ハ南朝の皇統。復し奉らむとぞ。企ふ所。將軍
記せり。義勝朝臣。今年七月二十一日。十歳あり。卒。同日第
義政。其時ハ義成。八歳。ふて。嗣立の事あり。頃の事あり。公
家小。日野一位入道藤原有光卿。南方記傳。小。日野東。洞
同意し。京よ在。密示し。合さる。かくて南
方宮方。軍兵三百人。は。密示京へ。入。九月
廿三日の夜半。内裡に。襲。西門より。切。入

家。一手ハ楠次郎將とな。て清涼殿。打昇。一手ハ越智
某將とあり。局町より。打。火を。切。廻る。
此とき有光卿も相かり。あ。し禁中入。く
形かり。殿上。乱。入。思ふ。は。む。け
る。其軍兵の中より。長刀を打振。て主上。よ
近付奉る者。忽目眩。を。た。る。御前。立
た。倒。ける所へ。親長李實と云ふ者。を。御前。立
ふ。が。太刀。拔。敵を切。ら。防。ぎ。る。主
上ハ御冠を脱。を。た。女房の姿。御。き。つ。ら。ひ
御徒。を。唐門。の。出。さ。せ。親長ハ

敵の如き隔らば。季實を御供よは仕奉る事あり。あは
時主上御心ゆく。御みづのら寶劔を錦の袋より取出し。鞘
卷繪の御太刀は布の袋小入のるく持せらひ。はく寶劔の
入るるるは錦の袋も。かた鞘卷繪の御太刀は入まきし
るごとし。残り置き給ひしけり。かくて典侍と神璽を執りた
るはらる。又その残り置きする御太刀はも取持し道ま
出るところを。寄手見つけ共よ奪ひし。はく内侍所を
も奪ひしを奉るる。架がくふるもむと出さるふ神寶字
を取奉る。ぬはやく火成懸よくらばりて。やがく清涼殿
よ火を放ちてぞ退ける。此時はたよびく。内裏警固の武士

共物をく。小馳参りて。退く寄手を。追討よ五十三人うち
とりぬ。内侍所の御辛櫃那がら取奉りて出る。とら成。東
門の役人。佐々木黒田判官が手よ守返し奉る。ぬ。かくて寄
手と比叡山よ引上る。中堂よたてありり居る。膝送り。今
度南方に宮成取立奉る。小依る。内裏よ推参りたる。事
の由をぞ申しさる。さしてまはさし。主上と危きとく。ろを
御送り。密に裏辻。中將其の家よ立よらる。や
あて廣橋。中納言綱光卿の家よ徙らる。はく其處より
御志のびの腰輿に御して。近衛前関白忠嗣公の第よぞ入
居る。さし。とも騒動の間あり。人皆ひまぞ御

在所を知るものなるをきかて内侍所へ。三條殿右大臣
實量卿 御しよを奏聞ありてやうに近衛殿の御在所に遷御な
 奉らる。あはれよを主上の御在所を人々知る奉りて。此彼
 ように馳参りてど仕奉りたる。國母准后皇子をもちも。別を別
 れ小御道を行りて。伏見殿一條東洞院の東 烏丸殿北小路
南に在る御所 路の御等小遷坐多三 まし。同廿六日至上伏見殿小遷御あ
 りて仮皇居に定移ひ。後宮皇子方も御同殿あど坐ましけ
 不伏見殿と申す。前の上皇の舊院ありたる所。至上此御父
貞成親王に遷りたる御所なり。此仮皇居に移りては
せり。間。文安四年此親王は。太上天皇の尊号を奉りて
御謚を後宗光院と稱し奉る御事なり。さう此時は土御門
の内裡炎上たりし。つた。中間十二年あはれ御所を仮皇居と
定免移ひ。康正二年は内裡新造成就す。七月廿日還幸す。

まし。さうゆへに南方宮方も。比叡山に中堂よちて籠りて。山
 門の僧徒をかたけひもさうらうに後をた。さうゆへに
 京方に軍兵をせ向ひて攻けたり。僧徒もあはれふ加たりて
 かまひり共り攻りきた。同廿五日つひに中堂を攻落す。純
 り。日野有光卿。楠。越智等を始りて討ち。或は自害して。尊
 義王もうしひるはる。東寺補任り。大将ハ南方高
 義王の御事をよ。秀也。頭取之。と書ける。尊
 がく。これども残黨等尊秀王を守護奉り。神璽
 を擁りて大和にさして落行きぬ。さう又あはれ寶劔よまあ
 へて奪りたりける御劔をた。清水寺に堂。中小遺り。紙
 紙の状を副り。大内三種の神器も候。返り申されいべ

くひ。ころろせらまひらぐ。罰ありけりいほくひ。ちど書きり
くは。寺僧心月房あまを見つげ。廿七日小武家へ出しけ
る。翌日廿八日の夜。管領畠山左衛門督持國をもて奏聞
して。仮皇居遷納免奉る。明德の神器御帰座の例なりゆ
て其式をど行りまけり。按は此時御帰座と稱する御劔は。上よりてゆき寶劔の錦紙袋よと
そりて入せさせり。其鞘巻繪の御太刀を。寄手真の
御物ならぬ事を知りて。あまを奪り行りたらむに。欺き
まきりきりと思ひ給ひ事。思ひ給ひて。懲りおき。なほその欺
まざる由。次頭らせむ心あらざりて。まじと然書て添たる
ものなり。あつた神器御帰座の式行りたるを。いひらぬ
御事あるを。其當時世の疑を晴らせむ。その御講ひらぬ
ること決し。さくすく皇年代畧記裏書よ。此時神璽寶劔紛
失と記して。後長祿二年は神璽帰洛の事を記せり。然ては
寶劔失りたるがごとく。あえて申し。誤りあり。是日子死
畏し。前は寶劔を毛紛失と記するに誤りあり。

小比叡山あま生虜たる兵ども五十四人。或は五十三人又
四十餘人とも
六條河原より引出し。首を斬る。又さへ日野有光卿の息。
叅議右大辨資親卿を。管領は仰て召問まするに。父比企の
つら知らざる由陳べ申さまけまども。父子の間のがれが
つら。遠流せらる。披露ありけるが。あまも今日
侍所の沙汰とて。九條高倉より。少くも申しけ
り。或は八條河原又
六條河原とも。はくは過あ。廿三日。内裡は御事
あり。夜の事なる。伊勢大神宮の内外のづきの大宮
あり。小の詳よと
記し傳る。内宮のあり。記。握り御馬を。出
て。馳廻り汗を流し。又鞍志あ。河を見え。御厩より歸る

入る由神官より次第に奏狀。不日、到來せり。神慮き、此
く河野とぞ。人々云、河野多し。以上太平記。同異本。後崇
正統記。天地根元。歷代圖。護正院文書。椿葉記。櫻雲記。薩戒記。
南方紀傳。紹運錄。倭漢合運。皇年代畧記。同裏書。日野系圖。楠
系圖。東寺補任。東寺王代記。諸門跡譜。足
利官位記。朝倉氏傳來。鞍作書。等参考。やて又南方宮方の
者ども。比叡山より大和國へ引退き。再吉野よりきて。の者
ぞ。のを相謀り。尊秀王に神璽を奉り。私に天子と稱し。或
は南方新皇。よ。自天大王など稱し。泰原とぞ。吉野比山奥
ある北山。庄大河内と云ふ所。御在所を構へ。北山宮と稱
し。又北山殿とぞ。南方一宮とぞ。稱して仕奉る。河野尊義王
の第二御子。忠義王尊秀王の御弟とぞ。河野とぞ。海しけふを。彼大

河内比御在所より。山中八里むかり隔りたる。河野谷と云
ふ山中。今神野谷村と。御在所として。河野宮と稱し。又南
方二宮とも申す守護。まゝならせける。かくて是年、此宮
方私に年号成き。天靖元年とぞ。むひひる。此時南
方奉仕に上り。上島氏下島氏の家牒
に。天靖元年云々。北朝嘉吉三年とあり
○明子文安元甲子年。後村上天皇第六皇子。上野大守說成親
王の。上野宮とぞ。稱し。此は護性院宮とも稱し。太平記
に。比叡山の僧房に。此院号見え。其院を知らず。太平記
に。字の違はる。音成のり。然も書ある。此宮に御事を
五常樂とぞ。河野常字を。清
み。唱へらへる例あり。御子。前圓滿院門主大僧正圓
悟或ハ法親王と申て。おちけふ。還俗し。義有王と名の

尊秀王。尊秀王。成助。大和河内和泉。浪人等。か
つらひて。あまも吉野の山奥に接きつる。紀伊國牟婁郡北
山尊秀王の御在所北山と云處に坐マす。けふの御旗成
舉て。同國八幡城にたてこもる。南方紀傳に忠義王の
此由熊野本宮の者どもより。京への注進狀。八月五日に到
來去。かゝる事何れもは。熊野三山相まりに注進さるべき
こと。新宮那智の者どもより。いふご其事無き。成思
へた。事の實否。おつらひし。もして新宮那智に者共え。其
宮方にも。おつらひし。もして評議し。何れもか
ど。事實ある由聞え。武家大り驚き。管領畠

山持國入道。紀伊の國人等。下知し。八幡城を攻さる
り。然るに寄手利を失ひ。南方勝り。乗る由聞え。けむ重
細川出羽守。成差加る。勵しく攻さる。兵ども防ぐ。小堪
へ。おつらひし。其城を棄て。同國湯淺城。めを籠り。おつらひし
る。中間一年。同三寅年九月。畠山家の家人遊佐兵庫介。
ま。宇都宮入道禪綱を差遣り。攻さる。城方嚴く
防ぎ戦ひ。銳く切り出けむ。寄手大に撃乱され。宇都宮
の粉川寺に遁籠る。明年丁卯。遊佐宇都宮等。あま
兵を聚え。力成盡して攻さる。十二月廿二日。城竟り
攻破られ。捕らふ第二郎を始。討死せる。次郎が弟ときり

○殘櫻記上

○土

數多の兵討死し。義有王もあゝあゝしなを被^レけひよる
ふ。明る五^{戊辰}年此正月十日。義有王の御頭^{ミクシ}を京へ上送^レりま
づ莊嚴寺^ニ。此寺高辻堀川と。油小路と^此。置奉^レりて。畠山よ
り奏聞^レを。年始^ニ當^レりて。御敵の頭到來^ルる。いと珍重^ナるを
て。即日内裡^ニ參賀^シ人々少^クうらむ。中^ニを御太刀等と
獻^レりたる人々も有^リけり。かくて朝敵の頭なれば。公家へ渡
さるべしと^テ。其式を以^テ。同廿七日畠山某^ノ子某。烏帽子
直垂着^テ。侍十騎召具^シ。うけ寺の門外^ニ立合^テ判官^ニ渡
り。判官坂上明世。大石維弘^ノあまを受取^テはめ^テぬ。はまど
も官方の御事なれば。うちほめせ^テ朝敵^ニ准^レらふと^テうら

ざるらし議定^シり。大路をむ渡^ラれば。お^シて獄門^ニを
のき^テらむはまけり

○あ^リり去める嘉吉元年六月廿四日。赤松大膳大夫源滿
祐入道性具。將軍足利義教公を弒^シ。一族家人等を相俱^ヒ
く都を逃^レ下^リ。第伊豫守義雅が播磨國木山城^{キヤマヤ}に入^リきて
ありりけるを。武家論旨^ヲ奉^レりて。討手^ヲ遣^ハりし。八月
二城を攻落^シ。あ^まを前赤松義雅^ノ同度^ニ五
た誅^ス。あ^まのゆ^へり滿祐が二男彦次郎教康^ノと^テ書^ハりし。
及^テ逆^メの後。將軍義教の名字^ニ同じし。父が旨^ヲ受^テた^レけむ。
既^ニく城を遁^レ出^リ。伊勢國司北畠侍從源教顯朝臣^ノ。相か

くらふべき事ありき。若黨十人むのを具して。密に彼國
へ到り國司此館に行向ひし。教頭朝臣へのゆる南方の
心よせ奉るよりくる。思ふ處也。ありけり。九月下旬教康
並り若黨二人を斬る。其由を京へ注進し。又教康が頭を上
送る。閏九月五日京に到着し。やがて獄門おど梟らけける
○康正元年。あけぐら尊秀王令書とりて御方とかけら
ひある事あり。熊野の色河郷なる。色河左兵衛尉平盛氏
が一族等より下されける令書より。色河郷即先皇由緒
之地也。其龍孫鳳輦已幸大河内之行宮也。早泰錦幡下可致
軍功。然者可有恩賞者也。天氣之趣如此矣。乙亥八月六日。色

河郷惣中忠義

花押

とぞなをれける

あは尊義王の令を奉る
趣り。忠義王の下

以上康富記。南方紀傳。嘉吉記。赤松物語。時房記。尊卑分脈。赤
松系圖。南朝系圖。紀伊國牟婁郡色河村色河氏今赤松所藏
尊秀王令書。及建武延元。文書等。上島下島兩氏家牒。諸門跡
譜。東寺補任等参考。○按。忠義王の令書。先皇と書き
る。ハ。前の南朝の天皇たち御事をさし。其龍孫云々と
大其。皇孫と坐。尊秀王。ハ。大河内の宮に坐。よ。由なり。
早泰錦幡下云云。天氣之趣如此矣。ハ。前皇の御志を継ぐ。
錦の御幡を揚る軍人を招し。速に官方に泰るべきと
し。皇。僭て。あ。ま。御方。乙亥。事。實。を。推。考。す。に。
康正元年。當。ま。り。あ。の。記。を。出。す。嘉吉三
癸亥。年。南。方。に。私。天。靖。の。年。号。成。建。た。す。ひ。き。り。れ。ば。
此。令。書。め。天。靖。十。三。乙。亥。年。と。書。せ。り。ハ。ま。は。し。く。か。げ。し。
た。ま。ら。む。が。あ。の。ま。は。し。く。南。方。私。の。年。号。お。ま。せ。世。に。聞。知。る。
ぞ。く。も。あ。ら。ば。さ。ま。ど。時。の。年。号。を。用。ひ。け。は。む。事。も。は。く。
ち。を。し。く。多。千。支。此。を。も。め。し。け。ひ。け。な。る。は。く。そ。も。そ
も。此。御。企。も。や。より。大。義。よ。と。む。き。ら。る。舉。め。が。ら。此。宮。の。お

○残櫻記上

○古



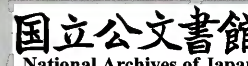
もいつ先づる真意のほども。此令書の文も何ら終る。此
とあるはよどきとあるは。又このも紀伊國那智山實方
院の藏傳きふ忠義王の御名署を御願書に立願之事一
御遷宮之事一御領寄進之事一毎年以御代官可有其成敗者也。七月
一御劔一神馬右所願成就之時可有其成敗者也。七月
十八日忠義王熊野權現那智御寶殿前とあり。此の
は色河一族の御書成賜ひたる同年の前月あり。是も乙亥
と干支の記しあり。御心成るべきを記し。案する
る。あはれも尊秀王のあり合まむし。さて件の御願文を案する
に。このも尊秀王のあり合まむし。忠義王に奉るも。あはれも
なり。當時那智のあり合まむし。心よせ奉るも。在けるも
りて。殊さら小此神は御立願ありて。あはれも御方人の心を
毛勵まむし。あはれも尊秀王のあり合まむし。前より文安元年義有王年婁の
北山に坐して御企ありける事を熊野本宮の者どもより
武家へ注進ありける事。新宮那智の事も。あはれも其事無
のまはるるを疑ひたる事。上は記し。あはれも尊秀王の令
合まむし。あはれも尊秀王のあり合まむし。前より文安元年義有王年婁の
書の中あり。色河兵衛尉盛氏相催一族發向紀列可致軍忠
候也。天氣如此。委之十二月廿四日。左中将權とある文書を
も持。あはれも尊秀王のあり合まむし。再下するも。令書を

むのやもおもひたる事。そのあはれも南方宮方小官の事。人々
人々いささか。此の正しき前皇の御持の事。又其のあり建武延元興國の年の文書あり。其寫を
る小色河の一族等はやくより南朝の忠心に仕奉る。し趣はきくえたる。御合體の後もなほそ
の宮方に心を奉る。きくえたる。

○さね小誅を赤松満祐が一族家人等以殘黨相議りて。此の
返して奉る。功は嘉吉の罪を贖ひ。満祐が弟。伊豫守義雅が子の性存入道が一子。一松丸すくニ。三
歳はあまる。あはれも中村彈正忠貞友。石賜りらむ。と云合さる。あはれも中村彈正忠貞友。石
見太郎左衛門尉と云ふものなる。もはら此事をばうらひ

くる。はるゝ此事の既り公家武家より内々仰下されける
昔の何りう事とき命ぎに捨むときを宮々を討ぬから
せてむ。神璽を御恙取返し奉らむ事のねがはるる形を
もて其恐何りさる。辞し申たまひし如ど。今度さらよひあ
はさる謀字定免。からん所願の旨を述べ。御許し成蒙らむ
さして。かくい云合をさるるけりけり。のくて石見太郎左衛門
尉便を求る。三條内大臣藤原實量公の御内人よりあつて。出
あろむせ成みさる仕へくる。奉公の何いど時を伺む。所
願の趣よまゝ。愁訴申す終た。内府然るまじくおぼしめて。よ
づ密奏を経て後。武家よ將軍足利義成卿後示し合をらる。
義政と改めらる

武家よりも又内奏の旨何りける。成。そのに聞食入をさる
ひく。此度赤松が一族神璽の御事おつて。殊さるる忠節
成盡し。其功を遂るに於る。のれが一族並に家人等小至
まで。嘉吉の罪惡を免させ給ひ。其く。赤松が家再興
あり。富樫次郎成春が關所。加賀國河北石河兩郡。備前
國新田庄。出雲國宇賀庄。伊勢國高宮保等とも恩賞せし
賜ふ。をきし。内々諭旨を下されり。武家よ。も又内書
と云ものを添て賜ひ。赤松がトモガラ黨類大に歡び。ま
志成。けし。謀を定免。康正二丙子年十二月廿日。一揆
の着到を記し。大和路をさる。其入く。



は。赤松が一族間島彦太郎成始りし。上月左近將監滿吉。中村彈正忠貞友。同次郎。同五郎。同安禪房。衣笠某。丹生屋帶。乃左衛門尉。第同四郎左衛門尉。浦上右京亮。小河兵庫助。同七郎。石地兵庫助。同四郎。河高治部少輔。同又三郎。河勾五郎。村上源三郎。垂井次郎右衛門尉。木梨三郎。阿閑弥太郎。同太郎次郎。魚住主計助。同彦四郎。小寺藤兵衛入道性説。鳥居千代松丸。代上野小次郎。並り間島が被官平瀬彦左衛門尉。同小太郎。中村太郎四郎。中村彈正忠が被官小谷與次等あり。此よりがら心成合せ。まづ大和の宇智郡に入。密に吉野の御ありさぬとを窺ひくる。其中小寺性説。同國越

智れ雜掌と定免て行向むけり。さて其外に。依藤弥三郎。播磨の三草山に出張し。堀兵庫助。明石修理亮二人。元京の雜掌として残り留るなり。かくて便宜を窺うる。中村宗道。兵庫助。此二人。必上よ記する一揆着到の人々の心変り。宗道。兵庫助。中ある。予け終ど。何を其ありむ詳ならむ。心変り。宗道。兵庫助。便を失るる事ありて。日數経るほど。小谷與次姿残りし。忠阿弥と名の。とかくして大河内河野谷兩宮の御在所に参り。間島彦太郎が事を。さね小將軍義教公を弑し。する罪より。誅せらる。赤松滿祐が弟左馬助教祐が子。形をとり偽り。其母の赤松が一族に臣たもの。武家のねがえらるし。わらざる輩の附隨たるとす。

御許容なるのりくる。別心あきよし。さぬ。ぐ。う。欺き。あし
ら。く。數度懇^{ネホ}に請ひ申す。然るに。い。や。り。武家の悪^{ウラ}
し。深き。赤松が方。さぬの者。さぬ。た。實^{コト}に奉公を望免
る。も。其。あ。や。り。漸。御許容の御け。き。賜。を。り。
り。さ。も。大勢一同。参。り。猶。御隔心。あらむ。事を。憚
り。間島彦太郎。上月左近将監。中村彈正忠。同次郎。上野小
次郎。平瀬彦左衛門尉。同小太郎。小谷與次等。引分。ま。う。両宮
の御在所。に。伺候し。其餘^{ホカ}の者。さぬ。山中。所。に。打散。出。の
び。居。て。な。る。も。時。候。ぞ。待。う。ひ。く。る。の。て。明。る。長。祿。元

丁丑年。十二月。山中。雪。深。る。宮。方。に。あ。り。を。う。か
が。ひ。く。夜。懸。に。せ。む。と。云。ひ。合。き。く。同。二。日。の。夜。一。揆。の。者。ど
も。二。手。に。分。ま。り。密。に。兩。宮。の。御。在。所。へ。打。向。ふ。ま。づ。一。手。に
大河内の御在所へ子の刻をのりり行着て。密に御殿に忍
び入る。丹生屋兄弟して。尊秀王。残害し奉る。中村彈正忠。御
頭^{カミ}を賜^{タマ}ふ。或^シ中村太郎。也。が。く。神璽を取奉る。引退く
る。ら。此。宮。の。伺。候。人。を。始。め。吉。野。十。八。郷。の。者。ど。も。起。立
る。追。懸。け。を。寄。手。雪。に。あ。づ。て。引。り。伯。母。谷。と。云
ふ。處。に。追。懸。え。る。丹。生。屋。兄。弟。中。村。彈。正。忠。同。太。郎。四。郎。等。を
討。了。る。此。時。宮。の。伺。候。人。井。口。太。郎。左。衛。門。と。云。ふ。者。心。を

やく計らひく。再神璽を奪返し奉るぬ。尊秀王の御頭を
ハ。雪に埋きて隠したりけるが。血に染みくあるかりき
成見つるくあまも海に取返してきり。海に河野谷へ向ひ
きる一手も。同く夜半ばうきよ。御在所に忍入く。間島彦
太郎忠義王に捕へ奉る。上月左近將監御頭を賜りて引
退く。此時その官方れ者ども出合て。寄手八人討てぬ。上
月へ遁げ退きく。官方少は伺候人宇野大和守。高野山の
智莊嚴院の弟子僧定順。まゝ次郎太郎と云ふ者合せて四
人討死せり。以上上月記。赤松記。應仁別記。南方紀傳等参考。
王の御事を同じく但し南方紀傳みこ此時の御事。明羊の尊雅
く記しきるを今吉野山中山中高原村高峯

山福源寺に古碑二あり。一は一宮自天親王。一は二
宮忠義大禪定門と誌したるが在り。と。兩宮の御墓所もど
ろも。あ。この二碑の事を大日本史よと。有一古牌記曰一
野の事書たるもの。今吉野は七保九箇村と云ふ處あり。
其に東川村。西河村。大瀧村。寺尾村。入谷村。迫村。高原村。人知
村。白屋村を云ふ。此村は寶物としり守護するものあり。
吹返たり。御位牌二あり。一は南朝一宮自天禪定法皇。一は
南帝王二宮忠義禪定法皇と誌し。又長祿元年御事あり。
一は時宮の御頭。並に御鑑を取返したるものあり。子孫あり。
筋目の者と云ふ。毎年二月五日祭禮あり。九箇村あり。
六保九箇村あり。中興村。和田村。神野谷村。柏木村。上多
古村。上谷村。大迫村。伯母谷村。今波村と云ふ。此村は二宮の
御鑑。御太刀。御長刀の類。寶物としり傳り藏り。あまも
毎年二月五日祭禮あり。其式七保と同じ。又四保五箇村と
云ふ。井戸村。武木村。破村。下多古村。白渡村あり。此村は小

しつゝ宮の御鏡の両袖を寶物とす。祭日祭式等とて右
よ云ふる村と相同じ。其村は山中の宮の御自害
の舊蹟とて彼此に在り。見えたる由記されり。按るに
その筋目の者と云ふゆゑ、井口太郎左衛門が齋あるを
さく件は廿三村の山里人今此世までも彼宮をさばる
り尊び慕ひ奉る真心の厚き事ゆゑと云ふれある
こと

○其後南方官方の者ども猶も思ひよる事なく。楠正理
等尊義王の第三の御子尊雅王を取立奉り。神璽を上りて
潜り大和に十津川にたもてまかせ。明弘長祿二
年六月。まゝ吉野の山奥に御在所を構へて遷し坐せまらるる
り。按る事企てさすへる尊義王。又その第一の御子の尊秀
王と稱する御名の尊字は御祖醍醐天皇の御名尊治
と稱したるを承りて受けしめたる御意あり。第二
の御子忠義王は尊字を憚りて御父尊義王に義字を襲き

用ひらむむむ。あつるを第三の御子と稱して尊雅とす。も
林し御子の尊秀王と稱する御名を襲ひて後其御志を継ぐ
む。神璽を擁ちたまへるふとて。あつる。あつる。小寺性説の
尊字は御名に付きしめたる事あり。越智の雜掌として。大和の國內に在るゆゑ。國人越智某。小
河中勢少輔と議りて。間島衣笠等と共に。其宮に御在所を
襲ひしむ。其處を遁せしむ。ゆゑ十津川に遷りしむ。小
寺等追續するはがく攻ける。八月廿七日の夜。はひよ
其處をうち破らる。尊雅王痛手を負ひて。吉野の北山なる
高野上の高福寺に遁坐しける。御創の惱重りて。遂
に其處めて薨じ給ひぬ。高福院と謚たせしめたること。
此寺のまじりて。又神璽をもち。御事なく坐す。

は在り上は注するのどきく嘉吉三年炎上此後さぞ新造ありき歸入らせきはひぬ。明德了神器御帰座の例不准へまひく。神璽御帰座の儀式となむ免多きく遂行はまはける。河かか〜とあれたふと。あま

後花園院天皇の大御世 足利義政公 執政此時 の事なるむありける。

此後もなほ南方は残黨事を謀りし事ありときあえきり。其たきく天地根元歴代圖に寛正元年二月大地震國兵軍義政任吾榮遷不知人民之餓死耽自重職不知天下之飢饉朝暮管造殿嚴宮栽花植草南殿作山水自所集磐石徒費國民力量帝聞此事以一首詩諫義政云殘民爭採首陽薇處々閔廬鎖竹扉詩興吟酸春二月滿城紅緑為孰肥義政頂戴此御句即止普請とえきり。帝は後花園院天皇の御事なり。件の御製の起句は依りてそののみ南方は残黨のありさぬ年下ら此志の趣きく推察らる。又東寺古文書の中寛正二年己年廿一口方評定引付帳二月十八日此記に就畠山右衛門御對治事自公方様被成下御内書

於高野仍為寺務被傳達寺家自當寺可付高野山之由一昨日被申送云く御書云義就事可誅罰之由被成下諭旨之條度々雖仰遣于今依有延引近日及南方同意企之處當山族少々令與力之旨有其聞願緩怠之至不可遁天譴所詮出現形之輩者如嚴制致忠節者可被行恩賞也正月廿三日御判金剛峯寺衆徒中とえきり。又高野山金剛峯寺り癘る書に源義就依令没落南方蜂起云く不後時日可被追討早屬左衛門督政長朝臣手抽軍忠可為神妙若於敵同意之輩者可被處嚴科者綸命如此悉之以狀九月廿八日右大辨金剛峯寺衆徒中とえきり。其時め多き。其後文正元年山名宗全が申請より義就赦免成得く熊野北山より出て上洛する由應仁記にみえり。又神璽御帰座の後六年を経く寛正六年十二月廿六日赤松一松九十二歳めて元服將軍足利義政公の名に一字残賜ひく。赤松次郎政則と名のらせり。ゆゑ御内慮の仰あり。罪科御赦免あり。政則にた加賀國河北石河二郡を備前國新田庄其々の御兼約におきく領地を賜ふ由綸旨に御教書を添て下されり。然まども世の中ゆき乱るるをりからあまきく全く領地を知行する事あり。

○残櫻記上

○三

とみくくするほど。山名左衛門督源持豊入道宗全。赤松が家
に奮き遺恨ありき。其家の再興する事を悪み。うを
にせんと思ふ。下心出来り。故に政則が家入。此度の
舉をも専と謀る。万に憑たると。石見太郎左衛門尉をひそ
のり。辻切み。やうに殺ちてけり。又細川右京大夫源勝元を
も恨むる事の何ぞあるに。勝元政則と親し。あまう。代に並
せ。く。あま。は。悪。多。る。より。事。起。り。互。り。際。出。来。り。は。ひ。よ。山。名
方。細。川。方。そ。く。武。士。ど。も。二。方。に。立。分。ま。り。て。ひ。そ。の。應。仁。の
大。乱。と。な。り。て。年。経。多。し。と。持。豊。勝。元。相。續。り。病。死。し。於。時。は。行
う。ら。せ。も。や。静。ま。り。な。り。政。則。領。地。の。乱。を。鎮。ま。り。て。知。行
き。む。と。ま。り。猶。治。む。る。と。あ。ま。う。は。ひ。く。は。ひ。も。あ。く。明
應。五。年。四。月。廿。五。日。政。則。病。死。し。其。家。漸。に。衰。微。け。り。以上
上。月。記。天。地。根。元。歷。代。圖。皇。年。代。畧。記。裏。書。赤。松。記。嘉。吉。記。續
神。皇。正。統。記。應。仁。別。記。南。方。紀。傳。南。朝。紹。運。圖。康。富。記。齋。藤。親
基。記。赤。松。系。圖。楠。氏。系。圖。足。利。家。官。位。記。東。寺。廿。一。口。方。引。付
帳。寛。正。製。天。神。神。祇。王。代。記。福。源。寺。古。碑。銘。南。山。巡。將。錄。附。録
等。参。考。抑。嘉。吉。三。年。の。禍。事。は。九。月。廿。四。日。神。璽。禁。裡。と。出。さ。せ
給。ひ。し。よ。る。長。祿。二。年。八。月。廿。九。日。よ。り。十。六。年。の。年。月。戌。經

。今かく御帰座坐す。三種の神寶をぞきく相備す。終
む。か。り。か。く。て。も。猶。世。の。乱。に。治。ら。ざ。り。し。の。ど。朝。廷。よ。り
再。あ。と。ある。御。事。形。く。て。年。経。る。ほど。天。照。坐。大。御。神。の。御。慮
形。を。治。し。東。照。神。御。祖。命。出。給。ひ。し。初。よ。り。御。志。を。定。り。天。皇
の。ま。あ。や。畏。み。給。ひ。神。々。も。御。祈。あ。ま。り。て。い。ふ。殊。ある。御。勲
功。坐。す。天。下。太。平。け。く。安。國。と。治。り。行。く。天津。日。嗣。も。神
寶。も。堅。石。は。常。石。も。動。形。く。鎮。ま。り。坐。ま。り。も。あ。ま。り。然。何。る
べき。理。あ。ら。し。も。尊。き。御。事。形。り。と。言。ひ。を。毛。は。ら。り。形。る
御。事。の。ぞ。有。き。る。さ。く。立。う。を。り。し。熟。し。思。ひ。ま。す。ま。た。その
の。南。朝。の。皇。威。の。漸。く。衰。へ。さ。せ。た。ま。ひ。は。く。も。猶。三。代

うけし正しき天津日嗣知し名し。都近き吉野の山に行宮
よたりし坐し。そもさまた。御軍人を出し。形どし。都を
をうけ。りをさす。ひきり。北朝が。ふそ。を。い。大ある
世の。と。づらひなり。う。た。武家より。あ。この軍人を。さ
むけ。そ。奉らむ。あ。い。難かる。ま。づ。於。い。べき。い。き
あ。ひ。形。り。ける。ふ。然。し。も。え。せ。づ。つ。む。は。御。和。睦。御。讓。位。と。申
さ。御。事。小。御。中。そ。里。仕。奉。ま。さ。い。然。さ。る。の。ふ。い。き。く。大。義。よ。を
む。き。く。あ。る。あ。い。の。そ。ら。形。勢。ろ。し。く。て。憚。り。奉。ま。る。意。も。有
は。ら。え。ど。む。ね。と。七。神。器。は。御。所。也。ま。ち。あ。く。む。し。と。也。深。く
畏。り。奉。ま。る。ふ。故。ふ。し。と。い。は。ぬ。ま。し。あ。る。と。く。ま。い。の。く。て。その

御讓位の後。あ。く。み。記。と。る。と。く。南方に宮が。軍を起し。
内裏に乱入す。畏くも天皇と驚奉る。は。く。神璽を犯し奪り
奉まるとい。は。く。と。ふ。上。も。形。を。御。大。事。ぬ。る。あ。く。人。了。其。罪。惡
い。と。重。く。た。た。速。う。官。軍。を。差。む。く。多。神。璽。を。守。返。し。奉。り。宮
宮。を。も。捕。ま。ま。あ。ら。せ。其。方。さ。は。の。武。士。ぞ。も。成。た。あ。い。づ。く
く。誅。止。ま。ら。ぶ。き。事。形。の。し。殊。は。彼。官。方。の。い。や。微。あ。る。御。勢。
た。あ。る。た。た。た。や。さ。う。は。づ。き。さ。ら。は。あ。る。成。十。年。は。多。く。あ。ま
る。は。い。然。て。あ。る。し。も。む。し。と。さ。ら。神。璽。は。御。所。也。は。ち。あ。く。む
事。成。畏。ま。く。か。よ。あ。く。の。時。を。は。ち。う。わ。い。ひ。く。有。経。し。も。の
形。り。ろ。り。さ。ま。い。く。ど。い。く。あ。や。う。き。御。所。と。形。を。さ。る。成。

乱世の極^トの。そは足利がともがら此心あり。神寶^{カムヤマト}を
 神寶として。あつたがふ其尊^{ミコト}御事成。さけまはてざりは
 る。いせも畏^{おそ}いとも尊^{ミコト}皇國^{ミコクニ}がらよむありける。さ
 てしもたのまが君を弒^{コロ}せる。赤松のともがら。其罪^{ツミ}あが
 りたむさ。命^{イデ}よかきひきざらむ。いさむし守返^{モリヘ}して奉
 る。事^{コト}りも凶事^{トガコト}吉事^{ヨコト}行^{ユク}らむ。幽理^{ユキリ}の行^{ユク}はまきさるも
 りあしむ。いひもさけむ。あはくも畏^{おそ}天照坐^{アマテラマ}皇大御
 神^{ミコト}の大御護^{オホミモリ}の著明^{イサシク}く。あんとくも尊^{ミコト}き御事^{ミコト}あうせいの
 まらけ。さく今此書^{イマコノシヨ}み記^シせる嘉吉三年よりあはれこれ御禍^{ミガ}
 事^{コト}。南方の宮^{ミヤ}がの御子^{ミコ}の継^{ツグ}く。又その方^{カタ}がぬれもの

ぬれもの。うそは子の末孫^{オトノムコ}までも。猶そのあみの御事^{ミコト}でも
 能^{スベ}憤^{イライ}ろ。さくこの年^{トシ}経^ス後の世^ヨまでも。たはあひの
 うある事^{コト}形^{カタ}く志^{ココロ}をひきし。命^{イデ}をさく。いさむし。さばら
 りあまひたりつる。既^{スデ}は御和睦^{ミコト}御讓位^{ミコト}の後^{ノチ}ありてん。
 いさく大義^{オホトヨリ}よそむきたる所^{トコロ}為^ナある事^{コト}。論^イふまでもあら
 ぬ事^{コト}形^{カタ}がら。其真心^{マコト}にあらざせる。たのむきの深^{フカ}のさ
 る。いせあられたる。ふし。いせ。あら。う。
 應永記^{オウエイキ}。應
 永六年大内
 義弘討死^{タテヤシ}。死^シ残^{ノコ}兵降^{ヒノケ}。参^マの事^{コト}を記^シせる處^{トコロ}。楠木^{クヌキ}二百餘^{ニヒヤクニ}騎^キ今^{イマ}ま
 り。眼^メ前の御敵^{ミコト}。今更^{イマ}降^ケ。参^マ申^{マウ}さむこと無^ナ益^{タリ}なりとて。
 大和路^{オホヤマト}より。さく行^{ユク}方^{カタ}不知^{シラ}落^{ツク}失^シぬ。とあり。又應仁^{オウニン}別記^{ワケキ}。
 應仁二年六月廿九日^{オウニンニニニムツヨクニ}。世保^{セホ}。櫛^シの敵^{テキ}。奥^{ウキ}力^{チカラ}楠^{クヌキ}原^{ハラ}城^{シロ}落^{ツク}也^{ナリ}。とて
 入^イる。足利^{スツギ}の敵^{テキ}對^{タガヒ}せふこと。あら。ま。い。さ。し。

○残櫻記上

○五

芳野山花のあまのつらねのよきとほほきとていぬる人ぬるあまのつらね

南方宮畧系

●● 後醍醐天皇

御名尊治

●● 後村上天皇

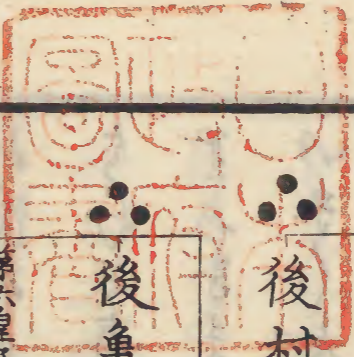
御名義良

●● 後龜山天皇

御名煥成

●● 第六皇子 說成親王

上野大守 称上野宮 後出家護性院宮



ヨシアリ 義有王 出家圓滿院門主大僧正圓悟再稱圓胤法親王後還俗
文安四年二月廿二日於紀伊國湯淺城戰薨

教尊 勸修寺大僧正

●● 第二皇子 小倉宮

●● 尊義王

出家万壽寺宮空因後還俗南方私称太上天皇
嘉吉三年九月廿五日於延曆寺中堂戰薨

●● 尊秀王

犯擁神璽称北山宮或称南方新皇或南方一宮或自天大王
長祿元年十二月三日於大河内御所為赤松黨被切害薨

●● 忠義王

称河野宮或南方二宮
長祿元年十二月三日於河野谷御所為赤松黨被切害薨

●● 尊雅王

犯擁神璽吉野山中為御所
長祿二年八月廿八日於高野上高福寺依兵創薨

文政四年三月廿九日

伴信友謹稿

